

インターネット信用取引規程 新旧対照表

新	旧
<p>(委託保証金率・最低維持率)</p> <p>第10条</p> <p>1～4 現行通り</p> <p>5. 前項の所定の日時まで追加保証金の差し入れがされない場合には、お客様は当然に期限の利益を喪失し、当社はお客様に通知することなく、建株を当社の任意でお客様の計算により所定の期限の翌営業日の始値で反対売買することができます。この結果、決済損が発生し預り金および現金保証金で充当できない場合には、担保として差し入れている有価証券を<u>決済損の入金期限の翌営業日前場始値</u>で処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>6～7 現行通り</p> <p>8. 削除</p> <p><u>8.</u> 現行通り</p> <p>(出金)</p> <p>第12条 当社はおお客様が登録された金融機関口座へ出金できる金額を、当社が定める出金申込時限の出金指示可能金額とします。ただし、保証金から預り金へ振替した結果、保証金維持率30%を下回る引出しとなる金額があった場合には、この金額を除きます。この場合、<u>お客様もしくは当社において直ちに引出した金額の内、委託保証金の維持率が30%を満たす金額を保証金へ振替するものとします。</u></p>	<p>(委託保証金率・最低維持率)</p> <p>第10条</p> <p>1～4 省略</p> <p>5. 前項の所定の日時まで追加保証金の差し入れがされない場合には、お客様は当然に期限の利益を喪失し、当社はおお客様に通知することなく、建株を当社の任意でお客様の計算により所定の期限の翌営業日の始値で反対売買することができます。この結果、決済損が発生し預り金および現金保証金で充当できない場合には、担保として差し入れている有価証券を<u>期限の翌営業日の後場始値</u>で処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>6～7 省略</p> <p><u>8. ご入金については、当社が15時までに着金を確認できることが条件となります。</u></p> <p><u>9.</u> 省略</p> <p>(出金)</p> <p>第12条 当社はおお客様が登録された金融機関口座へ出金できる金額を、当社が定める出金申込時限の出金指示可能金額とします。ただし、保証金から預り金へ振替した結果、保証金維持率30%を下回る引出しとなる金額があった場合には、この金額を除きます。この場合、<u>お客様は直ちに引出した金額の内、保証金維持率が30%を満たす金額を保証金へ振替するものとします。</u></p>

平成27年8月28日より適用する。